

傍聴時の注意事項（委員会）

- 1 傍聴人が、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。
- 2 静粛にしなければならない。
- 3 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議場に現在する者に対して示威的行為をしてはならない。
- 4 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にしなければならない。
- 5 傍聴席において、写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 6 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
- 7 秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。
- 8 その他会議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしてはならない。